

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年8月18日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所長
土田百合子

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、当管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間: 令和7年8月25日(月)から令和7年9月2日(火)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 土田百合子 宛
【担当】管理課 齋藤
〒276-0028 千葉県八千代市村上3139
TEL 047-483-0722 FAX 047-483-0709
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX(社印があること)により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

- ① 本歩掛参考見積は、既存水利施設のストックマネジメント調査を実施するために必要な技術者の員数及び日当り標準作業量等を見積りするものとします。
なお、今回予定している業務における、対象施設は下記の通りを想定します。

・大和田機場(天戸・長作制水門含)	1施設
・酒直機場	1施設
・酒直水門	1施設
・印旛機場	1施設

- ② 見積りする員数は、単位数量当たりとし、数量の増減に伴う補正及び複数検討する場合の複合補正が必要な場合は、その補正方法を記載するものとします。

【例】

単位数量当たり歩掛に対する補正： $\bigcirc\bigcirc \times n + \Delta\Delta$ (n:対象数量)
--

なお、補正等が必要な場合は、作業項目毎に基準歩掛及び補正等を明記するものとします。

- ③ 見積項目は次の示す区分別に「(2)業務作業項目、作業内容」毎に作成するものとします。

No.	項目	区分別	単位
①	計画・準備	計画・準備	業務
②-1	近接目視	点的構造物 陸上作業	m ²
②-2	〃	点的構造物 水上作業	m ²
③-1	コンクリート強度推定調査	陸上作業	箇所
③-2	〃	水上作業	箇所
④-1	中性化深さ調査(ドリル法)	陸上作業	箇所
④-2	〃	水上作業	箇所
⑤	水中ドローン調査	点的構造物	日
⑥	健全度評価	点的構造物	施設

④用語の定義

本歩掛参考見積募集要領において示す用語の定義は以下のとおりとする。

- ・点的構造物 : 機場、水門及び取付水路のコンクリート構造物
- ・陸上作業 : 地上(仮設足場上での作業を含む)若しくは簡易な足場(脚立等)を使用する程度の高さで作業を実施する。
- ・水上作業 : 水上でゴムボート等を足場として使用し、人力等によりロープで固定して、作業を実施する。

- ⑤ スtockマネジメント調査の準拠基準は、次に示すものとします。

本歩掛参考見積募集要領において示す用語の定義は以下のとおりとします。

- 1.水路工設計指針 (平成 30 年 3 月) 独立行政法人水資源機構
- 2.水路等施設の機能保全の手引き(案)(令和 3 年 2 月)
独立行政法人水資源機構
- 3.農業水利施設の機能保全の手引き(令和 5 年 4 月) 農林水産省農村振興局
- 4.農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」(平成 28 年 8 月)
農林水産省農村振興局
- 5.農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」(平成 28 年 8 月)
農林水産省農村振興局

- ⑥ 機械経費、材料費については、各種直接人件費の合計額に対する割合として必要な率を明記するものとします。ただし、連絡車(ライトバン)に係わる経費は計上しないものとします。

- ⑦ 参考見積書の有効期間は令和8年3月31日までとします。

- ⑧ 参考見積書の提出年月日を記入するものとします。

- ⑨ 見積りの金額は、消費税を含まないものとします。

(2)業務作業項目、作業内容

① 計画準備

作業項目	作業内容	作業数量
計画・準備	貸与資料等に基づき対象施設の施設諸元、周辺環境等を十分に把握した上で、作業計画を策定するものとする。	1業務 当たり

② 近接目視〔点的構造物〕(陸上作業、水上作業)

作業項目	作業内容	作業数量
近接目視	(1)目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握するとともに、スケッチを作成するものとする。なお、調査内容は、「農業水利施設の機能保全の手引き〔現地調査票(定点調査)〕」のうち、次の項目について実施するものとする。 ① ひび割れ ② 材料劣化 ③ 変形・歪み ④ 欠損・損傷 ⑤ 不同沈下 ⑥ 地盤変形 ⑦ 目地の変状 (2)詳細な調査箇所等については、調査職員の現地立会により決定するものとする。	1m ² 当たり
調査結果とりまとめ	調査結果をとりまとめるとともに、評価及び考察を行うものとする。	1業務 当たり

③ コンクリート強度推定調査(陸上作業、水上作業)

作業項目	作業内容	作業数量
コンクリート強度推定調査	(1)リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定し圧縮強度を推定するものとする。なお、調査を実施するにあたってのコンクリート表面の簡易な清掃は含むものとする。 (2)測定については、1箇所当たり約5cm×5cmマスを9点(3×3)打撃するものとする。 (3)詳細な調査箇所等については、調査職員の現地立会により決定するものとする。	1箇所 当たり
調査結果とりまとめ	調査結果については、調査結果の評価及び考察(異常データのチェック含む)を行うものとする。	1業務 当たり

④ 中性化深さ調査〔ドリル法〕(陸上作業、水上作業)

作業項目	作業内容	作業数量
中性化深さ調査(ドリル法)	(1)NDIS3419に準拠し、コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定するものとする。 (2)ドリルによる削孔穴については、補修材により補修するものとする。 (3)詳細な調査箇所等については、調査職員の現地立会により決定するものとする。	1箇所 当たり
調査結果とりまとめ	調査結果については、調査結果の評価及び考察(異	1業務

	常データのチェック含む)を行うものとする。	当たり
--	-----------------------	-----

※ NDIS: 日本非破壊検査協会規格

⑤ 水中ドローン調査

作業項目	作業内容	作業数量
水中ドローン調査	(1) 調査方法については、ROV (Remotely Operated Vehicle) 等に搭載したビデオカメラ及び付属装置(以下、「水中ドローン」という。)により、大和田機場の内水側及び外水側を撮影し、その映像を元に変状等を定量的に把握するとともに、展開図を作成するものとする。 なお、調査内容は、「農業水利施設の機能保全の手引き[現地調査票(定点調査)]」等とし、次のうち視認が可能な項目について実施するものとする。 ①ひび割れ ②材料劣化 ③変形・歪み ④欠損・損傷 ⑤不同沈下 ⑥地盤変形 ⑦目地の変状 ⑧堆砂状況 (2) 詳細な調査箇所等については、調査職員の現地立会により決定するものとし、1 日で調査可能な範囲とする。	1 日 当たり
調査結果とりまとめ	調査結果については、調査結果の評価及び考察を行うものとする。	1 業務 当たり

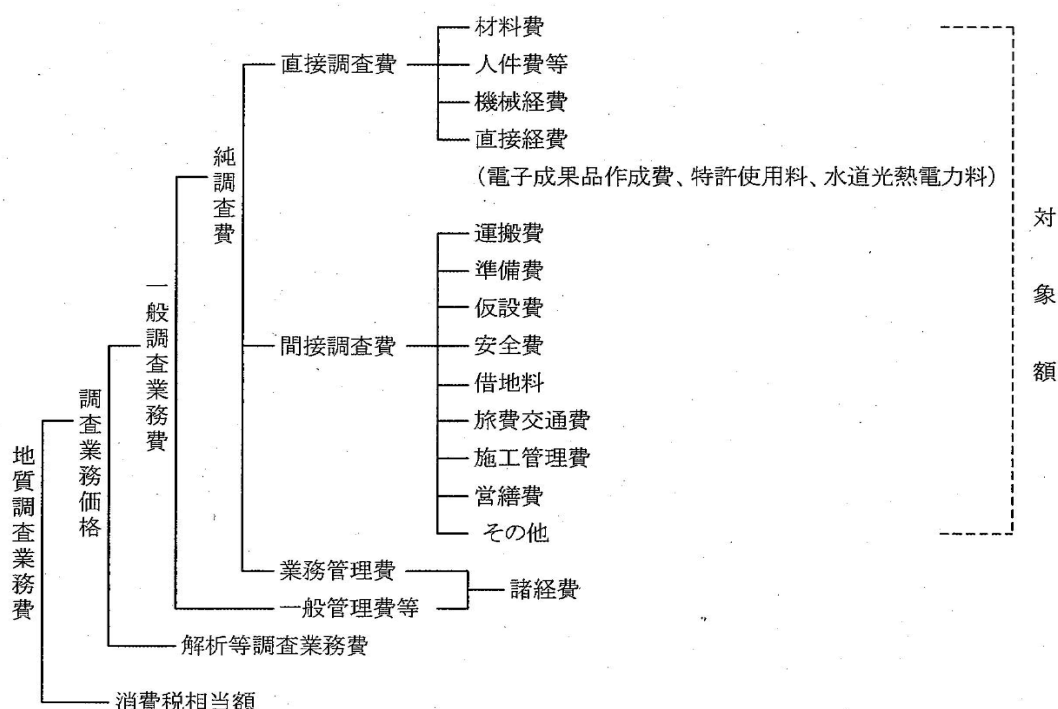
⑥ 健全度評価

作業項目	作業内容	作業数量
健全度評価	本業務の調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度判定を行い、過年度業務における対象施設の総合評価(健全度評価)の見直しを行うものとする。 なお、総合評価(健全度評価)にあたっては、準拠基準に基づき、各調査項目の評価結果を元に整理するものとする。	1 施設 当たり

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費(業務費)の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料(各編)」(以下「基準書」という。)によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(2)「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

(参考)積算体系



(4)技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出してください。

(1) 提出期間: 令和7年8月18日(月) から令和7年8月21日(木) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所: 3. (3)に同じ。

(3) 提出方法: 3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間: 令和7年8月25日(月)から令和7年9月2日(火)まで

(2) 閲覧方法: ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

— 以上 —